建設工事等の契約手続における電子契約の導入について

令和５年２月３日

宮崎市上下水道局総務課

宮崎市上下水道局が発注し、宮崎市契約課が入札公告または指名通知等を行う建設工事及び建設コンサルタント等業務の契約が電子契約により手続きができるようになりました。

１．電子契約について

電子契約により、契約書の作成に要する事務（印刷、製本、押印、移動等のコスト）が削減され、印紙税が不要となります。

２．電子契約事務の流れ

（１）使用する電子契約クラウドの設定

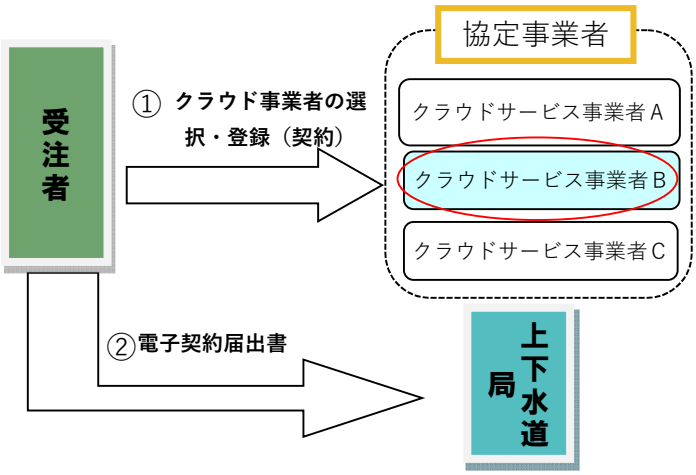

① 受注者は、宮崎市上下水道局と協定を締結したクラウドサービス事業者の中から、使用する電子契約クラウドを選び、使用登録（契約）を行います。

② ①で使用登録したクラウド情報と、電子契約に使用するメールアドレスを「電子契約届出書」に記載し、局へ提出します。

（２）電子契約の手続き

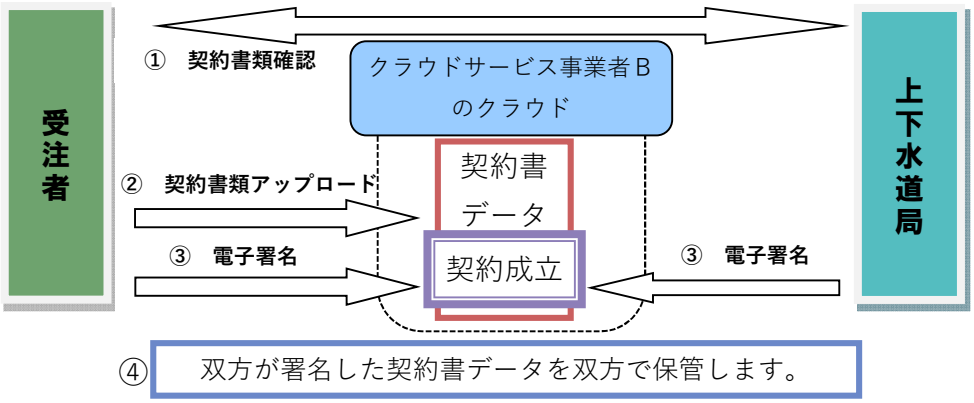

① 受注者は、作成した契約書データ（ＰＤＦ）をメールで送付し、上下水道局は内容の確認をします。
　確認後、上下水道局より契約書データのアップロード又は修正と再提出を依頼します。
② 受注者は、完成した契約書データ（ＰＤＦ）を使用登録したクラウドにアップロードします。
③ 受注者と上下水道局は、クラウド上で契約書データを確認し、双方が電子署名を行います。
④ 改ざんできないようにタイムスタンプが施された契約書データを、双方で保管します。

３．書類による提出が必要なもの

契約保証金関係書類や建設業退職金共済組合の掛金収納書等は、従来通り、紙（原本）による提出（郵送可）が必要となります。
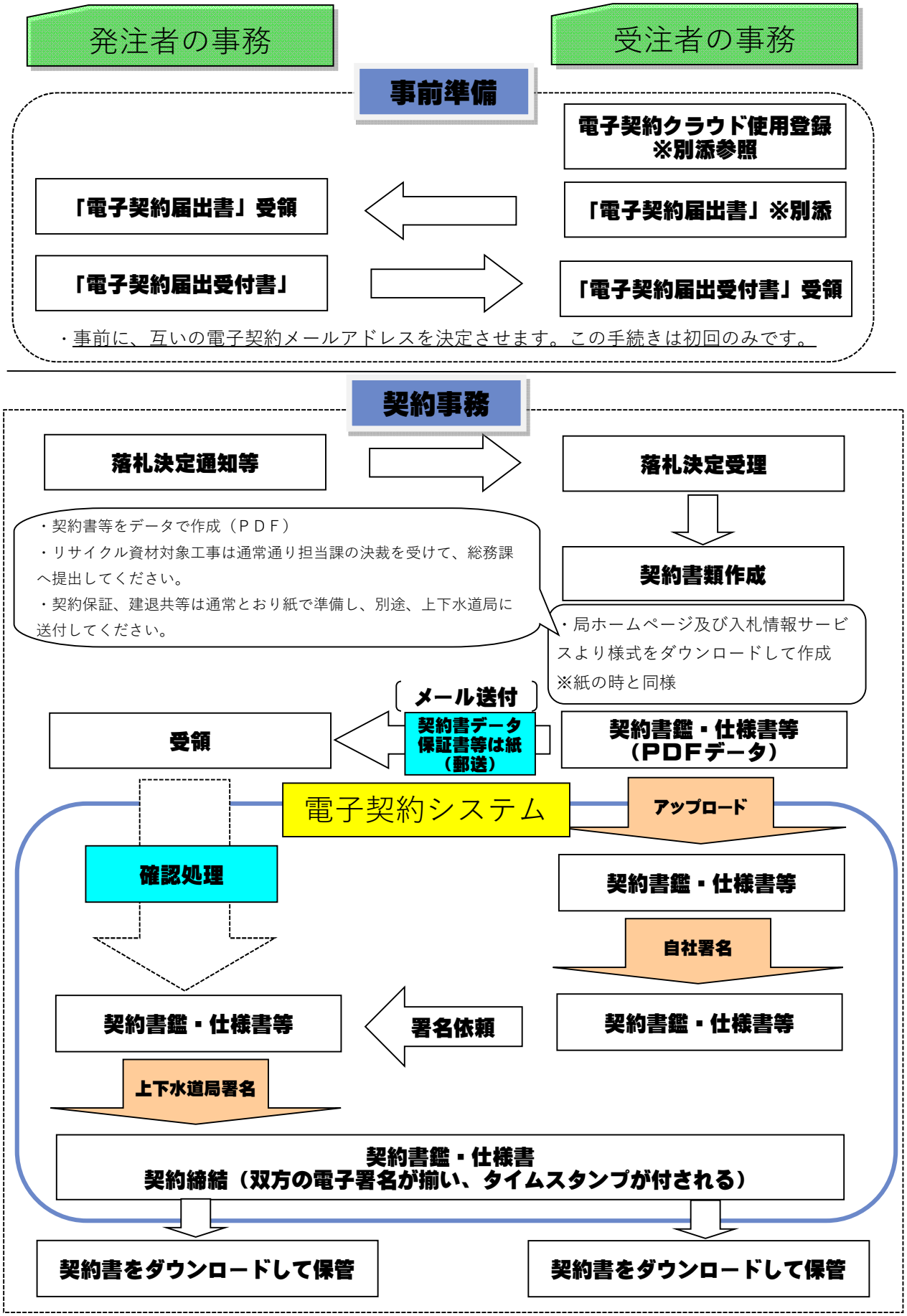
上下水道局が発注する案件における電子契約事務フロー